

社会保険

# やまなし

2024

# 7・8

令和6年7月発行

## 市川三郷町／神明花火

笛吹川の河川敷で開催される「神明の花火大会」は、夏の風物詩として県内最大規模の花火大会です。約2万発の大輪の花が8月の夜空を彩ります。

## 8月・9月

### 甲府年金事務所

と き	と こ ろ
8月22日(木)	山 梨 市 役 所
と き	と こ ろ
9月26日(木)	甲 州 市 役 所

### 竜王年金事務所

と き	と こ ろ
8月15日(木)	北杜市役所長坂総合支所
9月19日(木)	(北杜市長坂町長坂上条)

### 大月年金事務所

と き	と こ ろ
8月14日(水)	富士吉田商工会議所 (富士吉田市下吉田)

※詳しくは各年金事務所までお問い合わせ下さい。

各相談所の受付時間は、午前10時～12時、午後1時～4時です。

### 厚生年金保険・健康保険、国民年金 などのお問い合わせ先

日本年金機構 年金事務所	厚生年金、健康保険(給付にかかるものを除く)、国民年金、年金の受取・請求について
甲府年金事務所	055-252-1431
竜王年金事務所	055-278-1100
大月年金事務所	0554-22-3811
全国健康保険協会 (協会けんぽ) 山梨支部	健康保険の給付、任意継続、健康保険証再交付、健康診断、健康相談 等について 055-220-7750

※相談にお越しになる際には、年金証書、振込通知書、年金手帳、被保険者証の本人であることを確認できるものを2つ以上、または顔写真付きの身分証明書(運転免許証等)を必ず持参してください。  
※本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお見受けになる方の本人確認ができる顔写真付きの身分証明書(運転免許証等)が必要となります。

### の出張年金相談(予約制)

## 令和6年10月からの短時間労働者に対する 健康保険・厚生年金保険の適用拡大

現在、厚生年金保険の被保険者数が101人以上の企業等で週20時間以上働く短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険(社会保険)の加入対象となっています。

この短時間労働者の加入要件がさらに拡大され、令和6年10月から厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。



### 厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等とは

1年のうち6ヶ月間以上、適用事業所の厚生年金保険の被保険者(短時間労働者は含まない、共済組合員を含む)の総数(※)が51人以上となることを見込まれる企業等のことです。

なお、この企業等のことを「特定適用事業所」といいます。

※法人事業所の場合は、同一法人格に属する(法人番号が同一である)すべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の被保険者数となります。



### 加入対象(短時間労働者)の要件

特定適用事業所に勤務する右記の条件にすべて該当する方が短時間労働者として加入対象となります。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 所定内賃金が月額8万8千円以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

## 算定基礎届の提出はお済みですか？

算定基礎届は、被保険者の方の標準報酬月額を決定するため、年1回必ず提出していただく大切な届書です。令和6年度の提出期限は7月10日(水)になります。

提出にあたっては手続きの簡素化および迅速化が見込める電子申請をぜひご利用ください。

やむを得ず紙の届書用紙でご提出いただく場合、必ず用紙送付時に同封されている返信用封筒(東京広域事務センターあて)をご使用ください。

※日本年金機構ホームページでは、「算定基礎届事務説明【動画】」および「算定基礎届の記入・提出ガイドブック(令和6年度)」等をご覧ください。ぜひご活用ください。

## 賞与を支給したときは賞与支払届の提出をお願いします。

被保険者の方へ賞与を支給したときは、「被保険者賞与支払届」を支払日から5日以内に提出してください。なお、賞与支払予定月に賞与の支払いがなかった場合は、「賞与不支給報告書」を提出していただくこととなります。まだ提出されていない場合には、すみやかにご提出をお願いします。



お問い合わせは、管轄の年金事務所へお願いします。

# 一般財団法人 山梨社会保険協会

## 第70回理事会・第46回評議員会 開催される

令和6年5月16日に第70回理事会・第46回評議員会が開催され、令和5年度の事業報告及び計算書類等について次のとおり承認されましたのでご報告いたします。

### 1. 普及活動事業

- 社会保険制度の普及発展、社会保険事業の円滑な運営及び福祉の増進に寄与するため、次の事業を実施した。
- (1) 広報誌「社会保険やまなし」を隔月（奇数月）発行し、事業所及び関係機関に配付
  - (2) 社会保険制度、事務手続きに関する冊子「社会保険の手引」を作成し、事業所及び関係機関に配付
  - (3) ホームページ、事業案内パンフレットによる事業等の周知広報
  - (4) 関係機関主催の説明会等への協力並びに山梨県社会保険委員会連合会への助成

### 2. 健康保持・増進事業

- 被保険者等の健康保持増進等を図るため、次の事業を実施した。
- (1) 東京ディズニーリゾート利用料の助成
  - (2) 潮干狩り補助券の配布（江川海岸）
  - (3) 社会保険協会「海の家」（静波海岸）
  - (4) 富士急ハイランド入園乗り物一回券の配付
  - (5) サンリオピューロランドの特別割引券（チラシ）の広報
  - (6) ゴルフ大会を実施
  - (7) バスハイクの実施
  - (8) 健康保険ボウリング大会（甲府地区）の実施
  - (9) 契約保養所等の利用者への助成
  - (10) 健康づくりDVDの無料貸出し
  - (11) 事業所内講習会及び健康相談
  - (12) (一社) 全国社会保険協会連合会契約のタイムズカーレンタルの優待サービス

### 3. 収益事業 企業等の広告物（チラシ）の封入

### 4. 理事会・評議員会及び正副会長会議を開催

### 5. 加入促進と納付促進 新規適用事業所に加入勧奨を、会費未納事情所へ納付促進を行った。

## ●令和5年度正味財産増減計算書 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

（単位：円）

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
<b>1. 経常増減の部</b>			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	40	40	0
特定資産運用益	0	0	0
受取会費	23,381,000	23,947,000	△566,000
受取負担金	0	0	0
雑収益	162,702	359,150	△196,448
経常収益計	23,543,742	24,306,190	△762,448
(2) 経常費用			
①事業費	15,906,882	14,557,621	1,349,261
②管理費	4,900,514	4,703,137	197,377
経常費用計	20,807,396	19,260,758	1,546,638
当期経常増減額	2,736,346	5,045,432	△2,309,086
<b>2. 経常外増減の部</b>			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	2,736,346	5,045,432	△2,309,086
一般正味財産期首残高	47,357,783	42,312,351	5,045,432
一般正味財産期末残高	50,094,129	47,357,783	2,736,346
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			
指定正味財産期首残高	2,000,000	2,000,000	0
指定正味財産期末残高	2,000,000	2,000,000	0
<b>III 正味財産期末残高</b>	52,094,129	49,357,783	2,736,346

# 全国社会保険協会連合会(全社連)施設優待事業のご案内

全社連が実施している施設優待事業がご利用いただけます。  
施設利用会員証を入手してください。



## 利用対象者

(一財)山梨社会保険協会会員事業所の従業員とその家族  
年何回でも利用できます。(船員保険会については(一財)山梨社会保険協会の保養施設利用券も併用できます。)

## 利用方法・優待内容

施設のご利用方法及び優待内容(優待料金等)については(一財)山梨社会保険協会のホームページの会員専用ページで確認してください。

会員専用ホームページをご覧になるためにはログインパスワードが必要です。

ログインパスワードは施設利用会員証の裏面に記載してありますので、施設利用会員証を入手してください。

- 船員保険会(3施設)
- ホテル法華クラブグループ(18施設)
- 高輪・品川プリンスホテルグループ(4施設)
- 湯快リゾート(30施設)
- HMIホテルグループ(43施設)
- プリンスホテル優待プラン(全国のプリンスホテル・スキー場・ゴルフ場等)
- 亀の井ホテルグループ(30施設)
- ダイワロイネットホテルズ(76施設)
- 石和健康ランド(クア・アンド・ホテルグループ4施設)
- その他宿泊施設(9施設)および日帰り施設(6施設)  
ホテル神の湯温泉

## 施設利用会員証の申し込み

84円切手を貼付した返信用封筒に宛先を明記して申込書を同封し、(一財)山梨社会保険協会(〒400-0031 甲府市丸の内2-16-1)宛郵送してください。(当協会のホームページから申込用紙の印刷が可能です)

申込書作成例(A4版)

(84円切手を貼った返信用封筒を同封してください)

### 施設利用会員証申込書

事業所名		TEL
事業所所在地		
担当者	希望枚数	枚

\*配付枚数は1事業所5枚までといたしますが、さらにご希望の場合は当協会にご連絡ください。

\*配付する会員証は、事業所名で発行いたしますので事業所内で管理いただき、従業員等が利用する都度お渡しください。



## タイムズカーレンタル優待サービス終了のお知らせ

タイムズカーレンタル優待サービスの専用優待プランでの予約が、2024年8月31日ご帰着分をもって終了することとなりましたのでお知らせいたします。

## 令和6年度協会費納入のお願い

令和6年度の協会費について、5月に「社会保険やまなし5・6月号」とともに会費振込依頼書をお送りいたしました。

当協会は、事業主・被保険者及びその家族の皆様の健康と福祉の向上のため、契約宿泊施設の利用補助、パスハイク、ボウリング大会などの事業、及び社会保険制度の円滑な運営のため、冊子「社会保険の手引」、「社会保険やまなし」の発行を行っています。

これらは、事業主の皆様からお納めいただく協会費を唯一の財源として運営しています。

諸事ご出費の多い折、誠に恐縮ではございますが、協会事業運営に特段のご理解とご協力を賜り、令和6年度協会費の納入にご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、振込依頼書を送付させていただいておりますが、振込依頼書による窓口納付に限らず、インターネットバンキングやATMにて納入いただいても差し支えありません。

手数料の安価な方法で納入いただければ幸いです。

※インターネットバンキングやATMを利用して会費を振り込まれる際には、振込依頼書用紙の右上摘要欄に記載の番号(数字のみ)と事業所名を入力していただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。



お問い合わせは(一財)山梨社会保険協会へお願いします。

# 資格情報のお知らせと 加入者情報(マイナンバーの下4桁)を送付いたします

令和6年12月2日より健康保険証の新規発行が廃止となり、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を利用することで、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。(発行済みの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日までの1年間は使用できます。)

協会けんぽでは、安心してマイナ保険証をご利用いただくため、加入者個人ごとの資格情報のお知らせと加入者情報(マイナンバーの下4桁)を事業所に送付させていただきますので、従業員様への配付にご理解・ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

## STEP 1 個人ごとの封筒を以下の封筒または箱に封入し、事業所に送付いたします



●送付時期：令和6年9月と令和7年1月

- ・予定サイズ(最大)  
高さ49cm、幅32cm、  
マチ12cm
- ・封入されている通数  
約150人分(最大)

●または 箱



- ・予定サイズ(最大)  
長さ36cm、幅25cm、  
深さ12cm
- ・梱包されている通数  
約150人分(最大)

## STEP 2 被保険者様分と被扶養者様分を従業員様に配付をお願いします



(記号) 12345678 (番号) 1234567  
(被保険者氏名) 協会太郎様  
(対象者氏名) 協会花子様

個人ごとの封筒の窓から、上記のように従業員様の氏名(被保険者氏名)と封入されている方の氏名(対象者氏名)が確認することができます。  
配付いただく際には、被保険者氏名の方に配付をお願いします。

### 送付物イメージ



### ① マイナンバーの下4桁が記載されています。

医療保険のデータベースに登録されているマイナンバーの下4桁を表示しており、ご確認ください。

※マイナンバーの未提出等により、当協会が正確なマイナンバーが把握できていない場合、記載しておりません。

### ② 資格情報のお知らせです。

令和6年12月から以下の場合に使用できます。点線で切り取って大切に保管ください。

#### 給付金等の申請に！

健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号を知ることができます。

#### 医療機関等の受診時に！

オンライン資格確認システム※を導入していない医療機関や健診機関等でもマイナ保険証と併せて受診できます。  
※健康保険の資格情報等が確認できるシステム

お問い合わせは、全国健康保険協会(協会けんぽ)山梨支部へお願いします。

# 契約保養施設をご利用ください

～小さな旅してみませんか～



被保険者と家族の方々の健康保持増進を目的として、近隣のホテルなどを割引料金で利用することができるよう保養所契約をしています。

- ◆ご利用の特典 ご利用(宿泊)されると一人年1回に限り、1,000円を当協会で補助します。
- ◆対象者 山梨社会保険協会の会員である事業所の事業主及び従業員とその家族(3歳未満の乳幼児は対象となりません)
- ◆お申込方法 各施設へ直接予約し(予約の際は山梨社会保険協会の会員であることを申し出てください)、利用申込書に漏れなくご記入のうえ、84円切手を貼った返信用封筒に宛名を明記し、申込書に同封してください。後日当協会から「保養施設利用券」をお送りいたします。なお、インターネット予約(前金払いを含む)の場合、一部施設ではご利用できません。ご利用の施設に確認してください。

## ● 契約施設 ●

### 箱根湯本温泉 箱根水明荘

・神奈川県足柄下郡箱根町湯本702  
・TEL 0460-85-5381

### 西伊豆土肥温泉 みなみ荘

・静岡県伊豆市土肥336-1  
・TEL 0558-98-1123

### 飛騨高山 本陣 平野屋 別館・花兆庵

・岐阜県高山市本町1-5(別館)  
・岐阜県高山市本町1-34(花兆庵)  
・TEL 0577-34-1234

### 信州別所温泉 南條旅館

・長野県上田市別所温泉212  
・TEL 0268-38-2800(代)

### 鳴子やすらぎ荘(センボスの宿)

・宮城県大崎市鳴子温泉星沼18-2  
・TEL 0229-87-2121

### 箱根嶺南荘(センボスの宿)

・神奈川県足柄下郡箱根町大平台442-1  
・TEL 0460-82-2898

### やいづマリンパレス(センボスの宿)

・静岡県焼津市本町1-6-3  
・TEL 054-629-1011

### 六合の郷 応徳温泉 「お宿 花まめ」

・群馬県吾妻郡中之条町大字小雨21-1  
・TEL 0279-95-3650

### ヘルシーバル赤城

・群馬県渋川市赤城町敷島44  
・TEL 0279-56-3030

### 浜名湖かんざんじ温泉 旅館ふじや

・静岡県浜松市西区館山寺町2268  
・TEL 053-487-0204

(申込書様式)

### 契約保養所利用申込書

次のとおり(契約保養所名)の利用を申し込みます。

健保証 記号番号	氏名	年齢	性別	利用年月日	備考
				令和 年 月 日 ~ 月 日	
				令和 年 月 日 ~ 月 日	
				令和 年 月 日 ~ 月 日	
				令和 年 月 日 ~ 月 日	

令和 年 月 日

(一財)山梨社会保険協会会長 殿  
所在地 〒  
事業所名  
事業主氏名

印

※当協会のホームページから利用申込書の印刷が可能です。

## 温泉宿泊助成券を配付しています

下呂温泉・ぎふ長良川温泉宿泊助成券(500円)を配付しています。

●配付枚数/2,000枚

●助成券有効期間/下呂温泉/令和6年12月31日宿泊分まで  
ぎふ長良川温泉/令和7年3月31日宿泊分まで

注)連泊する場合も利用できます。宿泊代を旅行会社等へ事前払いする場合には、旅館内利用券として飲食代・土産代などとして使うことができます。他の割引を利用する場合でも併用できます。

※対象となる施設については、当協会ホームページに記載しています。

※当協会のホームページから「温泉宿泊助成券申込書」の印刷が可能です。



### お申し込み方法

※ご希望の場合は、84円切手を貼った返信用封筒に宛先を明記し、申込書に同封してください。

※従業員10人未満の事業所は10枚まで、10人以上の事業所は20枚までといたしますが、さらにご希望の場合は、当協会事務局にご連絡ください。

※配付枚数に達した場合は、募集終了といたします。



## 山梨社会保険協会「海の家」のご利用を!!

本格的な夏のおとずれとともに、海水浴シーズンを迎えました。

山梨社会保険協会では、被保険者と家族の方々の健康保持と体力向上のため

「社会保険協会海の家」を開設しています。(令和6年7月1日~8月31日)

これからの夏休み等を利用し、多くの皆様のご利用をお待ちしております。



詳しくは、「社会保険やまなし5・6月号」、当協会ホームページをご覧ください。

## 事務所移転のお知らせ

このたび、当協会は下記のとおり事務所を移転し、令和6年7月1日(月)より業務を開始しましたのでお知らせいたします。 ※TEL・FAX番号に変更はございません

移転先住所 〒400-0031 甲府市丸の内二丁目16番1号 甲府富士急ビル7階  
TEL 055-237-7609 FAX055-237-7628

お問い合わせは(一財)山梨社会保険協会へお願いします。